

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

向日市長

市町村名 (市町村コード)	向日市 (262081)
地域名 (地域内農業集落名)	向日市 (物集女・寺戸・森本・鶏冠井・上植野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本市では、主食用水稻のほか、都市近郊農業の特色を生かし、露地野菜の栽培が行われている。また、本市の特産であるたけのこ栽培が物集女地区及び寺戸地区の竹林で行われている。土地区画整理事業による大規模な開発が行われ農地が減少してきている状況である。1世帯当たりの農地面積が狭く、活用できる補助金などが限られている。当面は現在の耕作者が耕作を継続すると思われるが、高齢者が多く、後継者の確保が困難である。また、タケノコ栽培については、機械化が困難であり、営農継続に課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業者による水稻、筍、野菜を中心とする複合的な農業経営を維持する。定期的な意向調査の実施等により、農業者の営農状況を把握し、地域内で情報しながら、担い手への集積を進め、耕作放棄地の発生を防ぎ、効率的な農地利用を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域の農地の内、認定農業者・認定新規就農者・地域内の農業を担う者一覧に掲載されている農家が耕作している農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
都市農地貸借円滑化法や農地中間管理事業を活用して、認定農業者や認定新規農業者を中心に集積化を進める。 竹林については、営農継続可能な農地を見極め、農地所有者の意向掌握に努め、新規就農者やボランティア、多様な担い手へ集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、認定農業者、認定新規就農者や新たな担い手へ集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
各農業用施設(農道、用排水路、ゲート等)の定期的な点検を行いつつ、補修や更新を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、農地の情報の収集・共有に努め、農業生産に関わる多様な人材に対する支援策の検討を進める
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での作業受託の集積や農機具の共同利用化など、担い手が農業を維持できる仕組みづくりを関係機関と連携して構築する。 竹林管理を受託可能な組織または体制の構築を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦適正な農地の維持管理を継続すると共に、遊休農地の発生を抑制する
⑧共同利用できる施設について、建設補助ができるよう関係機関へ働きかけを行う